

〔条例等関係〕

○忍野村防災会議条例

昭和38年3月20日 条例第6号

最終改正 平成26年12月25日 条例第28号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、忍野村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 忍野村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 村長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
- (2) 山梨県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 村の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指命する職員
- (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 村の教育委員会の教育長
- (6) 消防団長
- (7) 村長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ3人、2人、4人及び5人とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、村の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附則(平成12年条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成26年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

○忍野村災害対策本部条例

昭和38年3月13日 条例第7号

最終改正 平成26年12月25日 条例第29号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、忍野村災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

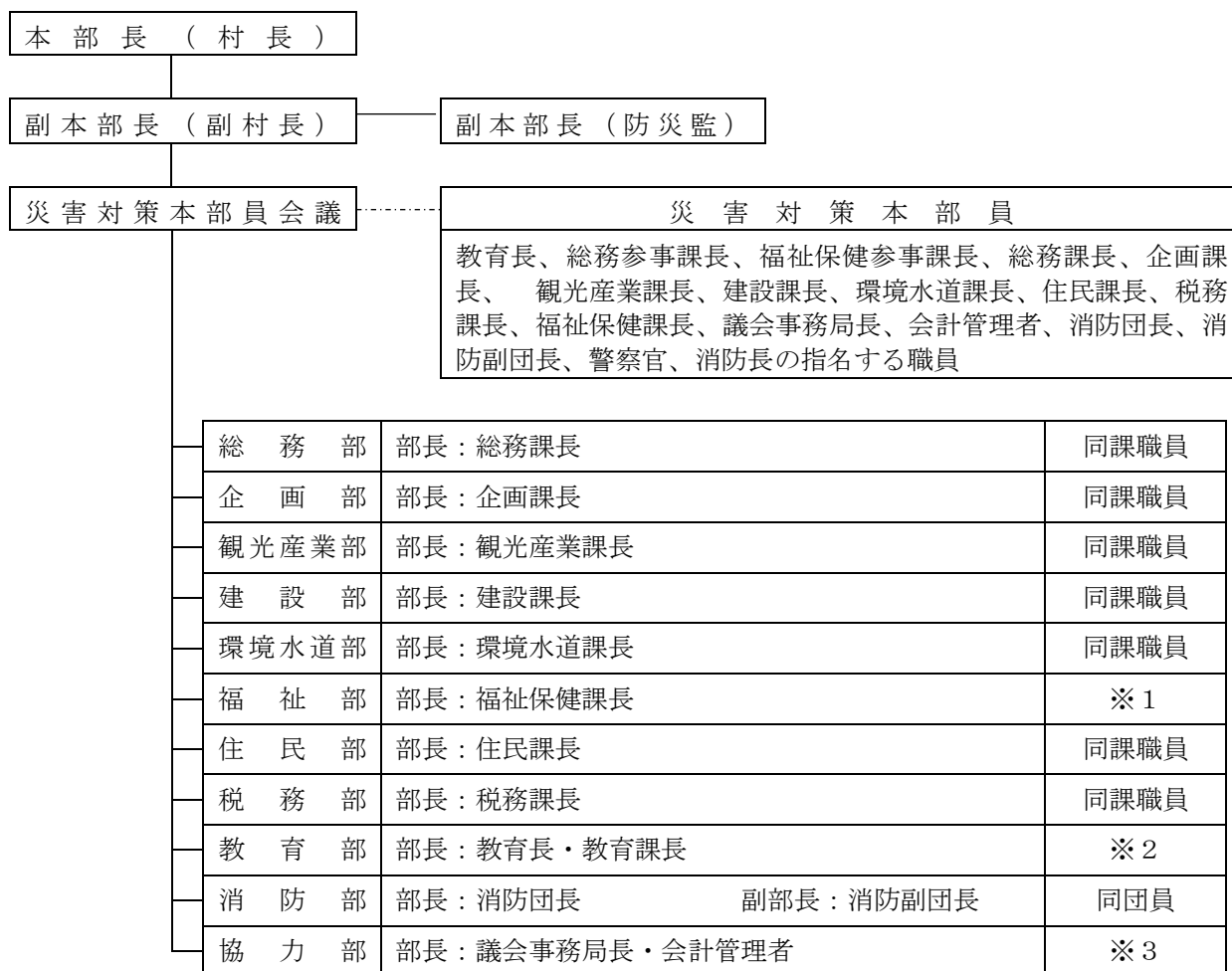
附則(平成8年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成26年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

○忍野村災害対策本部組織図



※ 1：福祉環境部は、福祉保健課・児童館・地域包括支援センターの各職員で構成する。

※ 2：教育部は、教育委員会・図書館・小学校・中学校・幼稚園・給食室・内野保育所・忍草保育所の各職員で構成する。

※ 3：協力部は、議会事務局・出納室の各職員で構成する。

○忍野村災害対策本部分掌事務

事 務 分 掌 表

部名（部長）	分掌事務
総務部 （総務課長）	1 災害対策本部の設置及び本部の庶務に関する事。 2 防災会議その他関係機関との連絡に関する事。 3 各部、各班との連絡調整に関する事。 4 本部員会議に関する事。 5 職員の非常招集、解散に関する事。 6 県、防災関係機関との連絡に関する事。 7 予警報及び災害情報の受領、伝達に関する事。 8 避難の指示その他本部長命令の伝達に関する事。 9 避難誘導に関する事。 10 村防災行政無線の管理、運用に関する事。 11 消防団の招集、配備に関する事。 12 被害状況等の取りまとめに関する事。 13 県、他市町村、自衛隊等への応援要請に関する事。 14 緊急輸送に関する事。 15 災害時の労働力確保に関する事。 16 罹災証明の発行に関する事。 17 職員の安否確認に関する事。 18 役場庁舎の被害調査及び応急対策に関する事。 19 本部の事務に必要な施設の整備に関する事。 20 庁用車両の管理、配車に関する事。 21 住民への広報活動に関する事（広報車、村ホームページ等）。 22 災害状況の記録、撮影に関する事。 23 職員の勤務管理に関する事。 24 災害活動従事者の食料等の確保に関する事。 25 災害対策の予算及び資金に関する事。 26 本部活動費の経理に関する事。 27 義援金の受付及び保管に関する事。 28 指定金融機関との連絡調整に関する事。 29 他部への応援に関する事。
企画部 （企画課長）	1 義援物資の受入れ、保管、仕分けに関する事。 2 村有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 3 村内所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 被災宅地、建築物の応急危険度判定に関する事。 5 住宅の応急修理に関する事。 6 住宅の応急修理等に必要な資機材等の調達に関する事。 7 公園施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 8 災害復興都市計画の策定に関する事。 9 他部への応援に関する事。

観光産業部 (観光産業課長)	1 林産物及び林産施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 貯木、流木の災害対策に関する事。 3 林業の災害融資に関する事。 4 村有林の被害調査及び応急対策に関する事。 5 山地災害危険箇所の巡視、応急対策に関する事。 6 商業の被害調査及び応急対策に関する事。 7 被災商工業者に対する融資に関する事。 8 食料及び生活必需品の調達に関する事。 9 自主防災会との連絡に関する事。 10 商工業団体との連絡調整に関する事。 11 義援物資の受入れ、保管、仕分けの協力に関する事。 12 観光客、所管施設利用者等の安全確保に関する事。 13 観光施設及び所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 14 帰宅困難者対策に関する事。 15 観光協会及び観光関係機関との連絡調整に関する事。 16 民間自動車等の緊急調達に関する事。 17 他部への応援に関する事。
建設部 (建設課長)	1 河川、堤防等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関する事。 4 建設業協会との連絡調整に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 他部への応援に関する事。
環境水道部 (環境水道課長)	1 災害時の応急給水に関する事。 2 水道施設、配水池の被害調査及び応急対策に関する事。 3 節水、断水及び給水に係る広報に関する事。 4 被災地及び避難場所における飲料水の水質保全に関する事。 5 必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関する事。 6 下水道施設の被害調査及び災害復旧に関する事。 7 下水道の被災状況等に関する住民への広報に関する事。 8 災害時の廃棄物の処理及び清掃に関する事。 9 災害時の環境保全に関する事。 10 仮設トイレの設置及び管理に関する事。 11 動物の死体処理に関する事。 12 他部への応援に関する事。

福祉部 (福祉保健課長)	1 所管施設における避難所、避難地の設置、管理及び運営に関する事。 2 災害救助法の適用申請に関する事。 3 災害見舞金の支給に関する事。 4 被災者のボランティアニーズの把握に関する事。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 6 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 7 保育所児童、放課後児童クラブの安全確保、安全確認に関する事。 8 保育所の被害調査及び応急対策に関する事。 9 日赤奉仕団に関する事。 10 避難行動要支援者の救助救援、避難誘導、安否確認に関する事。 11 福祉避難所の開設に関する事。 12 感染症の予防及び指導に関する事。 13 救護所の設置に関する事。 14 医薬品、衛生材料の調達に関する事。 15 公私医療機関への情報伝達と調整に関する事。 16 被災者への臨時健康相談、健康教育及び健康診断の実施に関する事。 17 避難所への巡回相談の実施に関する事。 18 被災住民に対する心のケア対策に関する事。 19 傷病者の応急手当に関する事。 20 妊産婦及び乳児の保健指導に関する事。 21 災害時における介護支援に関する事。 22 介護保険料の減免等に関する事。 23 住民からの問い合わせの対応に関する事。 24 要配慮者等への臨時健康相談の実施に関する事。 25 避難所での生活及び医療の調整に関する事。 26 他部への応援に関する事。
住民部 (住民課長)	1 住民からの問い合わせの対応に関する事。 2 電気、電話、ガス被害状況の調査に関する事。 3 人的被害の調査に関する事。 4 行方不明者リストの作成に関する事。 5 死体の処理及び埋火葬に関する事。 6 遺体安置所の設置管理に関する事。 7 外国人への支援に関する事。 8 他部への応援に関する事。
税務部 (税務課長)	1 家屋の被害調査に関する事。 2 自主防災会（山中区自主防災会）との連絡に関する事。 3 被害納税者の調査に関する事。 4 被害納税者の減免等に関する事。 5 被災住民への税関係の相談に関する事。 6 他部への応援に関する事。

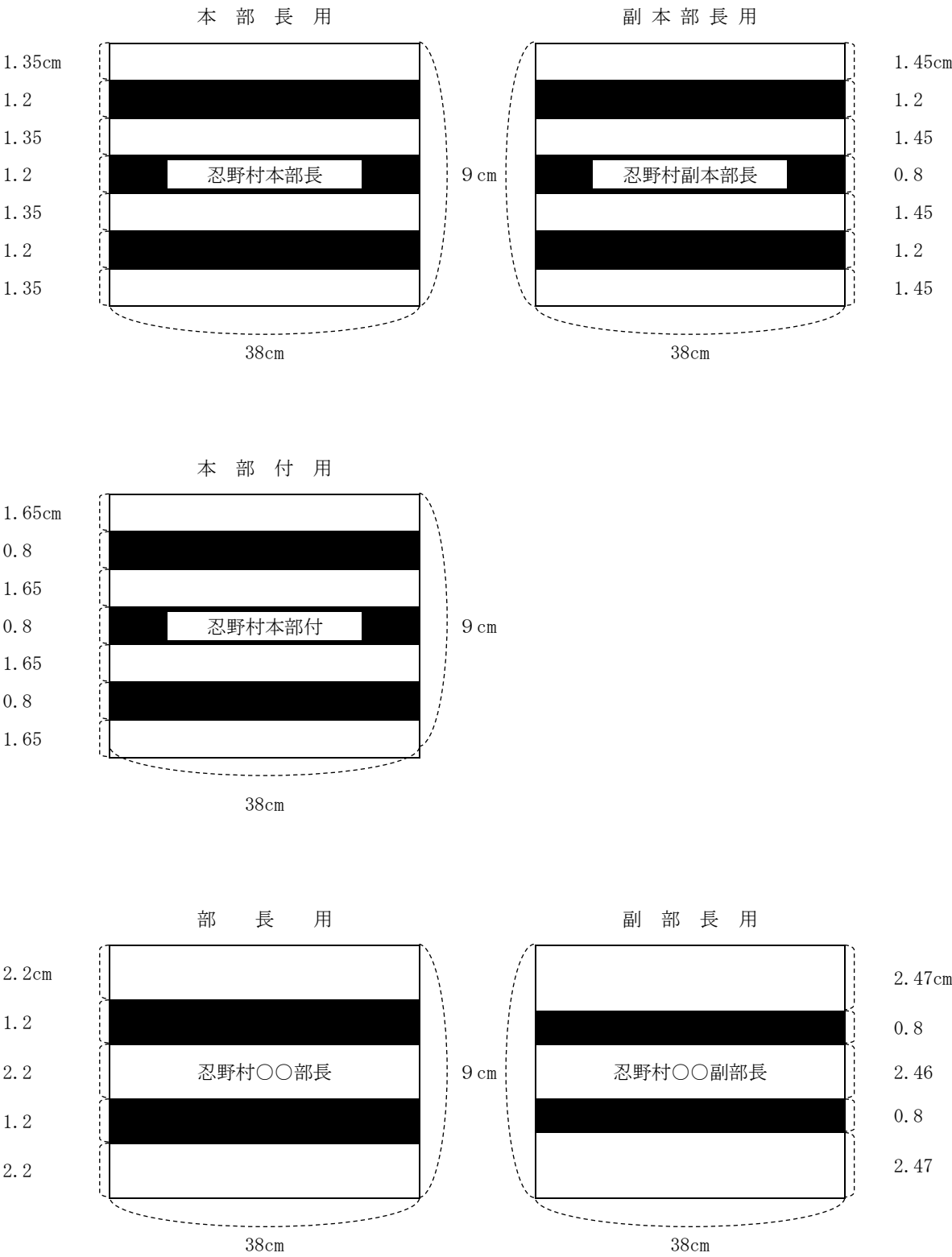
教育部 (教育長)	1 児童生徒の安全確保、安否確認に関する事。 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 災害時の応急教育に関する事。 4 災害時の学校給食に関する事。 5 炊出しに伴う学校給食センター等の利用に関する事。 6 所管施設における避難所、避難地の設置、管理及び運営に関する事。 7 学用品の確保、配布に関する事。 8 施設利用者の安全確保に関する事。 9 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 10 文化財の被害調査、応急対策に関する事。 11 災害活動に協力する体育協会、体育指導員等との連絡調整に関する事。 12 他部への応援に関する事。
消防部 (消防団長)	1 消防活動に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 避難誘導に関する事。 4 災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。 5 行方不明者及び遺体の捜索に関する事。 6 他部への応援に関する事。
協力部 (議会事務局長・ 会計管理者)	1 他部への応援に関する事。

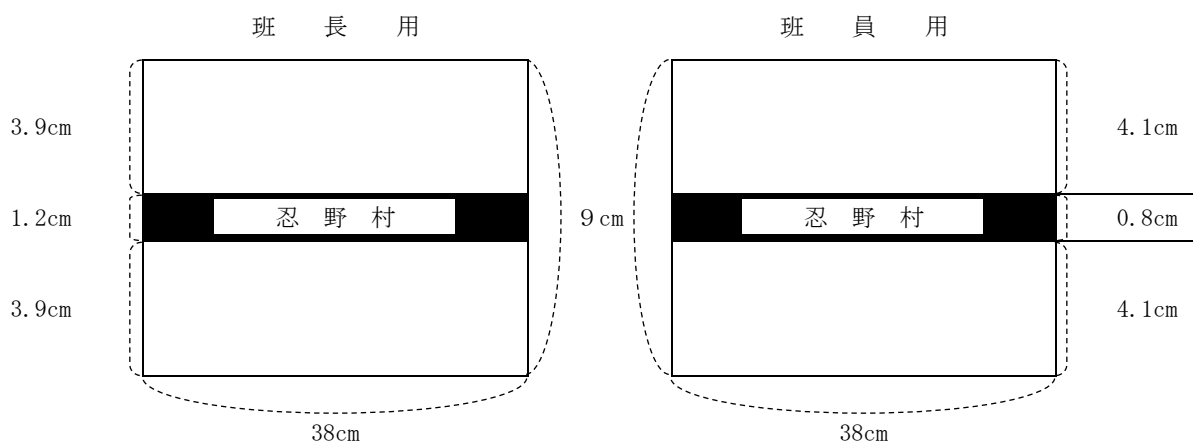
様式第 1 号（第17条関係）

腕

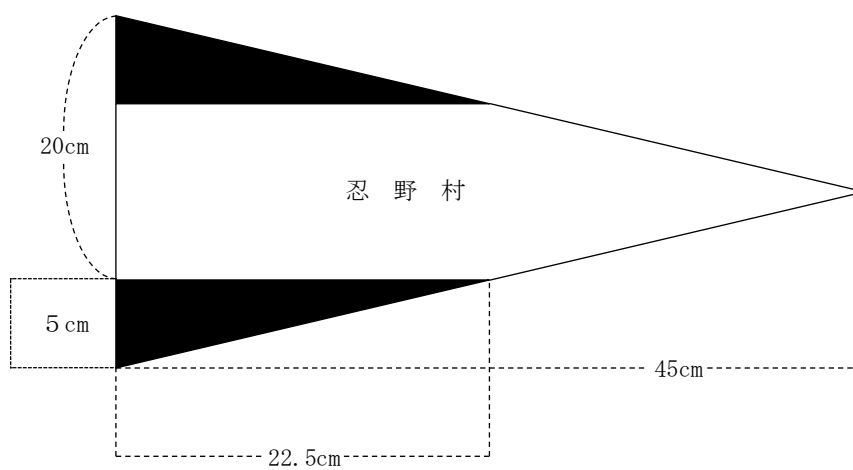
章

（腕章の横線は赤色とする。）





様式第2号（第17条関係）



○忍野村地震災害警戒本部条例

昭和54年9月18日 条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定により、忍野村地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨警察の警察官のうちから村長が委嘱する者

(2) 忍野村教育委員会の教育長

(3) 村長がその内部の職員のうちから指名する者

(4) 村の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する特定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が任命する者

(5) 富士五湖消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから村長が委嘱する者

(6) 忍野村消防団の団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、村の職員のうちから、村長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○山梨県消防特別救助隊設置・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条及び同第24条の3並びに山梨県常備消防相互応援協定の規定に基づき、県内または近県に救助を要する大災害が発生した場合に出動し、迅速かつ的確な活動を行うため山梨県消防特別救助隊を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(救助隊の任務)

第2条 この救助隊は、被災地において大災害により生命、身体に危険が及んでいる者を救助し、安全な場所へ救出すること等を任務とする。

(隊員の任命)

第3条 隊員は、各消防本部消防長が所属の救助隊員のなかから、その規模に応じて任命するものとする。

(隊の構成)

第4条 救助隊の構成は、統轄者、隊長、副隊長、班長及び隊員とし、総勢160名以内とする。

統轄者は、山梨県消防長会会長とし、隊長は受援地の現地最高責任者となる消防長または消防署長とする。副隊長、班長は隊員のなかから統轄者が指名する。

(隊の編成)

第5条 救助隊は、統轄者及び隊長を除き、各消防本部毎に隊員5名をもって1班とし、別表のとおり30班をもって編成する。

(出動要請)

第6条 受援組合等の長または山梨県知事は、災害の発生場所及び災害の規模等を考慮し、統轄者と協議のうえ応援組合等の長に出動要請を行うものとする。

(訓練)

第7条 出動時に備え、隊員は各所属において訓練を行うとともに、全隊員による研修及び特別訓練を年1回以上実施するものとする。

(機械器具等の整備)

第8条 救助隊出動時に必要となる機械器具等については、消防長会で検討し、各消防本部において計画的に整備することとし、あらかじめ登録しておくものとする。

(実施細目及び疑義の協議)

第9条 この規程の実施について必要な事項、または、疑義が生じたときは消防長会において協議し決定するものとする。

附 則

1 この規程は、昭和61年6月1日から施行する。

2 この規程を証するため、本規程10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

別表

ブ ロ ッ ク	消 防 本 部 名	特 別 救 助 隊	
		隊 員 数 (人)	班 数 (班)
甲 府	甲 府 地 区 消 防 本 部	50	10
東 山	東 山 梨 消 防 本 部	10	2
東 八	笛 吹 消 防 本 部	10	2
峡 南	峡 南 消 防 本 部	10	2
峡 北	峡 北 消 防 本 部	10	2
峡 西	南 ア ル プ ス 消 防 本 部	10	2
富 士 五 湖	富 士 五 湖 消 防 本 部	20	4
都 留	都 留 消 防 本 部	10	2
大 月	大 月 消 防 本 部	10	2
上 野 原	上 野 原 消 防 本 部	10	2
計		150	30

甲府地区広域行政事務組合消防本部 消防長
 都 留 市 消 防 本 部 消防長
 富 士 五 湖 消 防 組 合 消 防 本 部 消防長
 大 月 市 消 防 本 部 消防長
 峡北広域行政事務組合消防本部 消防長
 笛吹市広域行政事務組合東八消防本部 消防長
 峡南広域行政組合消防本部 消防長
 東山梨消防組合消防本部 消防長
 上野原市消防本部 消防長
 南 ア ル プ ス 消 防 本 部 消防長

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最終改正 令和5年7月21日 規則第26号

第一 救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。
- (三) 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり340円以内の額とする。
- (四) 福祉避難所（高齢者、障害者等（2の（四）において「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、（三）の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (六) 法第四条第一項第一号の避難所を開設することができる期間は災害発生の日から7日以内とし、同条第二項の避難所を開設することができる期間は法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかつたことが判明し、かつ、現に救助の必要がなくなつた日までの期間とする。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他の適切な方法により供与する住宅とする。

（一）建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内の額とする。

- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に50戸未満設置した場合にあつては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。
- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (6) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(一)の(2)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日から(一)の(6)に規定する期限までとする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内の額とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。(三)の(2)及び八の(一)において同じ。)、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
冬季	10月から3月まで	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
冬季	10月から3月まで	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

(四) 三の(三)の季別区分は、災害発生の日をもつて決定する。

(五) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下この(一)及び(三)において「施術者」という。)を含む。)において医療

(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

(二) 医療は、次の範囲内において行う。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(三) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(四) 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産

(一) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

(二) 助産は、次の範囲内において行う。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(三) 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

(四) 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

五 被災者の救出

(一) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

(二) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

(一) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

- (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。
- (2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内の額とする。
- (3) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(二) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

- (1) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれら

に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

(イ) 半壊又は半焼した世帯 1世帯当たり706,000円

(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり343,000円

- (3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3箇月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6箇月以内)に完了しなければならない。

七 生業に必要な資金の貸与

- (一) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。
- (二) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (三) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。
- (1) 生業費 1件当たり 30,000円
- (2) 就職支度金 1件当たり 15,000円
- (四) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
- (1) 貸与期間 2年以内
- (2) 利子 無利子
- (五) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

八 学用品の給与

- (一) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。(三)において同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(三)において同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(三)において同じ。)に対して行う。
- (二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。
- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品
- (三) 学用品の給与のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
- (1) 教科書代
- (イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三

十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費及び通学用品費

(イ) 小学校児童 1人当たり4,800円

(ロ) 中学校生徒 1人当たり5,100円

(ハ) 高等学校等生徒 1人当たり5,600円

(四) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

九 埋葬

(一) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。

(二) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

(1) 棺(附属品を含む。)

(2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

(3) 骨つぼ及び骨箱

(三) 埋葬のために支出することができる費用は、1体当たり219,100円以内の額(死亡時において12歳未満であつた者にあつては、175,200円以内の額)とする。

(四) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

十 死体の搜索

(一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(二) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

十一 死体の処理

(一) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。

(二) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

(三) 検案は、原則として救護班によつて行う。

(四) 死体の処理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,500円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(4) 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下この十二において「障害物」という。)の除去

(一) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(二) 障害物の除去のために支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行つた1世帯当たりの費用の平均額は、138,700円以内の額とする。

(三) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

十三 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(一) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の搜索
- (6) 死体の処理
- (7) 救済用物資の整理配分

(二) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(三) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第二 実費弁償

令第五条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

- (1) 医師及び歯科医師 1人1日当たり25,300円
- (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり16,800円
- (3) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり15,600円
- (4) 救急救命士 1人1日当たり14,600円
- (5) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,500円
- (6) 大工 1人1日当たり27,700円
- (7) 左官 1人1日当たり28,200円
- (8) とび職 1人1日当たり26,700円

2 時間外勤務手当

職種ごとに1の(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定

した額

3 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

(二) 令第四条第五号から第十号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額

○災害報告取扱要領

昭和45年4月10日 消防防第246号消防庁長官

最終改正 令和5年5月消防庁第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防防第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分

けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。

(6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

○火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官

最終改正令和5年5月消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

とする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は（2）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等

- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。
特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)ら(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をするこ

と。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）

を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャックによる救急・救助事故

- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- （ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- （イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- （ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- （イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- （ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- （イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- （ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の燃送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

資料編

- (ア) 発見及び通報の状況
- (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) り災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

- (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式（火災）

略（〔様式関係〕に掲載）

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替える

資料編

こと。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

略（〔様式関係〕に掲載）

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

略（〔様式関係〕に掲載）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令

状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）（災害概況即報）

略（〔様式関係〕に掲載）

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その2）（被害状況即報）

略（〔様式関係〕に掲載）

〔様式関係〕

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名	報 告 日 時	年 月 日 時 分
	都 道 府 県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報 告 者 名	

※特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		月 日 時 分 (月 日 時 分)	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者（性別・年齢）		人	死者の生じた 理 由		
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽 症		人			
建 物 の 概 要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ床面積		㎡	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼	棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	
		半 焼	棟		㎡	
		部分焼	棟		建物焼損表面積	
		ぼ や	棟		㎡	
		計		棟	林野焼損面積	
				ha		
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部（署）		台	人		
	消 防 団		台	人		
	その他（消防防災ヘリコプター等）		台・機	人		
救 急・救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害												
発 生 場 所													
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分 (月 日 時 分)</td> <td>覚知方法</td> </tr> </table>	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法										
月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法												
事 故 等 の 概 要													
死 傷 者 等	<table border="1"> <tr> <td>死者（性別・年齢）</td> <td>負傷者等 人（ 人）</td> </tr> <tr> <td>計 人</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>重 症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td>軽 症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>不明 人</td> <td></td> </tr> </table>	死者（性別・年齢）	負傷者等 人（ 人）	計 人	<table border="1"> <tr> <td>重 症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td>軽 症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> </table>	重 症	人（ 人）	中等症	人（ 人）	軽 症	人（ 人）	不明 人	
死者（性別・年齢）	負傷者等 人（ 人）												
計 人	<table border="1"> <tr> <td>重 症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td>軽 症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> </table>	重 症	人（ 人）	中等症	人（ 人）	軽 症	人（ 人）						
重 症	人（ 人）												
中等症	人（ 人）												
軽 症	人（ 人）												
不明 人													
救助活動の可否													
要救護者数(見込)	<table border="1"> <tr> <td>救助人員</td> </tr> </table>	救助人員											
救助人員													
消防・救急・救助 活 動 状 況													
災害対策本部等の 設 置 状 況													
その他参考事項													

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

資料編

第4号様式（その1）

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死 者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床上浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人	一部破損		棟	未分類		棟	
		119番通報の件数												
	応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)						
消 防 機 関 等 の設置状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
自衛隊派遣要請の状況														
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数 (※)	対象人数 (※)	解除日時	対象世帯数 (※)	対象人数 (※)	解除日時	対象世帯数 (※)	対象人数 (※)	解除日時
						</			

439

資料編

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都 道 府 県				区 分				被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	ha			
						冠	水	ha		
					畑	流 失 ・ 埋 没	ha			
						冠	水	ha		
報 告 者 名					学 校	箇所				
					病 院	箇所				
区 分		被 害			道 路					
					橋 り よ う	箇所				
人 的 被 害	死 者	人			河 川	箇所				
		うち災害関連死者	人			港 湾	箇所			
	行 方 不 明 者		人			砂 防	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人			清 掃 施 設	箇所			
		軽 傷	人			鉄 道 不 通	箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟			被 害 船 舶	隻			
			世帯			水 道	戸			
			人			電 話	回線			
	半 壊		棟		電 気	戸				
			世帯		ガ ス	戸				
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
	一 般 破 損		棟							
			世帯							
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
	床 下 浸 水		棟					り 災 世 帯 数	世帯	
			世帯					り 災 者 数	人	
			人					火 災 発 生	建 物	件
非 住 家	公 共 建 物		棟					危 険 物	件	
	そ の 他		棟					そ の 他	件	

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設		千円		市	
小 計		千円			
公共施設被害市町村数		千円			
そ の 他	農 産 被 害	千円	災害救助法 適用市町村名	計	団体
	林 産 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円	1 1 9 番通報件数 件		
災害の概況					
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣		その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

○県指定に基づく被害報告様式

PAGE
(様式3-4-2)

市町村被害状況票		市 町 村 名			
集 計 時 日 時	月 日 時 分 現在	市 町 村 担 当 者 名			
受 信 番 号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)			
受 信 時 日 時	月 日 時 分	受 信 方 法		電話 FAX その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明	
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下	
3 火災 (棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数	
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	①消防 (県内・緊消防) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他				
○要請内容 (いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先 (住所等)		電話	担当者		
22 避難状況	①高齢者等避難 ②避難指示 ③自主				
月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯	人	
月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯	人	
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・輸送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他 (部 課)			受信者 日 時	氏名 令和 年 月 日

※ 市町村 → 地方連絡本部 (地域県民センター) → 災害対策本部情報収集班

(様式3—4—5)

市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市 町 村 名	
集 計 時 点	月 日 時 分 現在	市 町 村 担 当 者 名	
受信番号 (地域県民セ ンター)		受信者 (地域県民センター)	
受 信 日 時	月 日 時 分	受 信 方 法	電話 FAX その他
災 害 対 策 本 部 設 置	設 置 令和 年 月 日 時 分		
	解 散 令和 年 月 日 時 分		
	設置場所 電話 FAX		
職 員 参 集 状 況	人		

※ 市町村 → 地方連絡本部（集計） → 災害対策本部情報収集班

(様式3—4—6)

避難所開設狀況一覽表

令和 年 月 日 : 現在
記入者

市町村名

[illegible]

※市町村 → 地方連絡本部（集計） → 災害対策本部情報収集班

○「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式

(様式4—3—1)

市町村職員参集状況

市町村名 _____

担当者名 _____

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・ 注意情報 (第1・2・3報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第1・2・3報) 発表後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※ 市町村 → 地方連絡本部 (地域県民センター)

(様式4—6—1)

地震防災応急対策実施等状況票

(第 報)

市 町 村 名 地 域 センター 民 名		報告日時	令和 年 月 日 時 分
実施(集計)時点	注意情報発表 以後 警戒宣言 発令以後	実 施 (集計) 日 時	令和 年 月 日 時 分現在
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 地域県民 センター体制			
21 その他			

※ 市町村本部 → 地方連絡本部 → 県本部

報告者

電話

FAX

○各種救助に係る様式

様式 1

市町村名		地区別被害状況調査表																				保 健 福 祉 事 務 所 名					
																						調 査 時 刻			令和 年 月 日 時 分		
																						報 告 時 刻			令和 年 月 日 時 分		
区分 地区名	人 的 被 害					住 家 の 被 害															備 考						
	死 亡	行 方 不 明	負 傷		計	全壊（焼）			半壊（焼）			床 上 浸 水			一 部 破 損			床 下 浸 水				計					
			棟	世帯		人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯		人員	棟	世帯	人員		

様式 2

世帯別被害調査表

災 害 名															発 信 保 健 福 祉 事 務 所 名												
市 町 村 名															調 査 時 刻												
															報 告 時 刻												
地 区 名	被 災 世 帯 主 氏 名	世 帯 主 の 年 齢	世 帯 主 の 職 業	世 帯 人 員	被 害 状 況									世 帯 区 分						市町村民税 課税状況			学 童		備 考		
					人的被害				住家の被害					被 保 護		身 体 障 害 者	高 齢 者	母 子 保 護 他	非 課 税	均 等 割	所 得 割	中 学 生 徒	小 学 児 童				
					死 亡	行 方 不 明	負 傷		全 壊 ・ 焼	半 壊 ・ 焼	床 上 浸 水	一 部 破 損	床 下 浸 水	生 活 保 護	そ 扶 他 の 助												
							重 傷	軽 傷																			

様式 3

市 町 村 名					救 助 活 動 の 種 類 別 実 施 状 況		保 健 福 祉 事 務 所 名		
						報 告 年 月 日 ・ 時 刻	令 和 年 月 日 時 分		
救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等				救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等			
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所)				(5) 死体の搜索	①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時			
	②避難者数 (世帯 人)					②搜索対象			
(2) 炊き出しその他 食品の給与	③避難所別の内訳				(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	③搜索地域			
	(/ 世帯 人)					④搜索方法 (具体的)			
	(/ 世帯 人)				①処理月日 月 日 時～ 月 日 時				
	(/ 世帯 人)				②処理件数 大人 (12歳以上) 体				
	(/ 世帯 人)				③検 案 者				
	(/ 世帯 人)				④安置場所 () 体				
	(/ 世帯 人)				() 体				
	(/ 世帯 人)				() 体				
	(/ 世帯 人)				(7) 埋 葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時			
	(/ 世帯 人)					②埋葬者数 人			
(3) 飲料水の供給	給水車～ 台 (月 日 ～ 月 日) 延 L				(8) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時			
	ペットボトル～ 本 (月 日 ～ 月 日) 延 L					②支給状況 中学生 人			
(4) 災害を受けた者の救出	ろ過器～ 器 (月 日 ～ 月 日) 延 L				(9) 障害物の除去 (居宅内の)	小学生 人			
	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時					①作業月日 月 日 時～ 月 日 時			
	②地 区 名				②作業箇所 箇所				
③救出人員 世帯 名				③作業方法					
④救出方法 (具体的)				(10) 家屋の応急修理	①修理月日 月 日 時～ 月 日 時				
					②修理家屋 箇所				
				③修理方法					

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ()
調査責任者職氏名 印
立会人職氏名 印

整理番号No. 年 月 日現在

世帯主氏名				住 所				避難 先				
被 害 程 度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損						状 況				
応急救助を必要とする家族の状況	氏 名	続 柄	性別	年齢	職 業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備 考
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
小 計												
被害にあった住家		棟（自家、借家）				被害にあった非住家		棟（自家、借家）				
食料、家財等の滅失状況		①食料		②炊事用具		③被服類		④寝具類		⑤その他		
課税の状況	非課税 ・ 均等割 ・ 所得割						調査責任者の意見					
世帯類型	被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子（父子） ・ 要保護 ・ その他											
必要な救助	避難所 ・ 応急仮設住宅 ・ 炊き出し ・ 飲料水 ・ 被服寝具 ・ 医療 ・ 助産 ・ 救出 ・ 住宅応急修理 学用品 ・ 埋葬 ・ 死体搜索 ・ 死体処理 ・ 障害物除去 ・ 災害弔慰金等 ・ 災害援護資金 ・ その他 ()											

様式 5

救助の種目別物資受払状況

市町村名（ ）								
救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	要 受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具・燃料・浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料、消耗品用などを記入し、区分する。

様式 6

避難所設置及び収容状況

市町村名（ ）								
避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物 品 使 用 状 況		実 支 出 額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

様式 7

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名 ()												
応急仮設 住宅番号	世 氏	帯 主 名	家 族 数	所在地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実 支 出 額	備 考
		人										
計		世帯										

様式 8

炊 き 出 し 給 与 状 況

市町村名（

炊き出し場の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実 支 出 額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

455

市町村名 ()

[illegible]

資料編

市町村名 ()

[illegible]

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

令和 年 月 日

給与責任者	所属職氏名

様式 1 1

救 護 班 活 動 状 況

○ ○ 救護班
班長：医 師 氏 名

月 日	活 動 した 市 町 村 名	診 療 状 況		死 体 検 案 数	活動に伴い故障、破損した器具・器材の修繕費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

様式 1 2

病院診療所医療実施状況

市町村名 ()

診 療 機 関 名	患 者 氏 名	診療期間 月 日	診 療 区 分		診療報酬点数		金 額	備 考
			入 院	通 院	入 院	通 院		
					点	点	円	
計	機関 人							

様式 1 3

助 産 台 帳

市町村名 ()

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金額	備考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

様式 1 4

被災者救出状況記録簿

市町村名 ()

年月日	救出 人員	救出用機械・器具								実支出 額	備 考
		名称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金 額	月日	修繕費	摘 要			
計											

[illegible]

様式 1 7

埋 葬 台 帳

市町村名 ()

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋 葬 を おこなった者		埋 葬 費			
		氏 名	年 齢	死 亡 者 と の 関 係	氏 名	棺 (附 属 品を含む)	埋葬又 火葬料	骨 箱	計
計		人							

様式 1 8

死 体 捜 索 状 況 記 録 簿

市町村名 ()

年月日	搜索 人員	搜索用機械・器具								実支出 額	備 考
		名称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金 額	月日	修繕費	摘 要			
計											

様式 19

死 体 処 理 台 帳

市町村名 ()

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理費			死体の 一 時 保存費	検案料	実 支 出 額
			氏 名	続柄	品 名	数量	金 額			
計		人								

様式 20

障害物の除去状況

市町村名 ()

住家被害程度 区 分		氏 名	除去に要した 期 間	実 支 出 額	除去に要すべき状態の概要	備 考
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式 2 1

輸 送 記 録 簿

山 梨 県
市町村名 ()

輸送 月日	目的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 料			修 理 費					燃料 費	実支 出額
			使 用 車 両 等			故 障 車 両 等		修繕 月日	修 繕 費	故障 の 概要		
			種類	台 数	金 額	登 録 番 号	所有者					
計												

様式 2 2

賃 金 職 員 等 雇 上 台 帳

(救助種別)			市町村名 ()										
住 所	氏 名	日 額	月 分						基本賃金		割増賃金		給 与 額
			日	日	日	日	日	日	日 数	金 額	時 間	金 額	
計													

○自衛隊災害派遣要請依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼文書様式

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

忍野村長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害対策基本法第68条の2の規定により、次のとおり自衛隊の災害派遣を依頼します。

派遣要請依頼者					
担当部課等名	部 課 係				
	担当者名				
	電話： 防災無線：				
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分
災害の状況及び派遣依頼事由					
派遣を希望する期間	年	月	日から	年	月 日
	年	月	日から必要等する期間		
派遣を希望する区域	忍野村 地内				
	施設等名称				
現地連絡員	部	課	係、担当者名		
派遣を希望する活動の内容					
その他必要事項					

山梨県防災危機管理課 TEL：055（223）1432 FAX：055（223）1429
防災無線：（衛星系）200－2511

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0555) 84-3111

F A X (0555) 84-3717

1 要 請 団 体	発信者				
2 災 害 種 別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 火災 (4) 自然災害				
3 要 請 内 容	(1) 救急 (2) 救助 (3) 消火 (4) 偵察 (5) 物資輸送				
4 発 生 場 所 目 標	(市・町・村) 目標				
5 発 生 日 時	年 月 日 曜日 時 分頃				
6 事故概要又は 災 害 概 要					
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (	m / s	気温 ℃ 警報・注意報)
8 必 要 資 機 材					
9 出 場 先 臨 着 場	場所 (市・町 村) 目標 (名称) 要請側病院名				番地 病院
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 (市・町 村) 目標 (名称) 搬送先病院名				番地 病院
11 傷 病 者 等	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 歳 傷病名 程 度 重・中・軽 男・女				
12 現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名 氏名				
13 地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
14 他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名 機数 機				
15 要 請 日 時	年 月 日 曜日 時 分				
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到着予定時間	年 月 日 曜日 時 分				
3 活動予定時間	時間 分				
※その他の特記事項					
			受 信 者		

○放送要請様式

甲 忍野村長
 乙 日本放送協会甲府放送局長
 株式会社 山梨放送社長
 株式会社 テレビ山梨社長
 株式会社 エフエム富士社長

放送要請について（放送局あて）			
殿 年 月 日 忍 野 村 長 災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。 1 要 請 先 NHK・YBS・UTY・FM富士 2 緊急警報信号の要否 要・否 3 要請理由 (1) 避難指示、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) (4) 4 放送希望日時 (1) 直ちに (2) 月 日 時 分 5 放送事項 (1) 別紙のとおり			
受 信 者		発 信 者	

〔忍野村で想定される東海地震被害〕

第1 調査の前提

1 目的

平成12年に中央防災会議（内閣府）から、新たな東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は東海地震被害調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」にまとめ、公表した。

ここでは、本村の地震防災対策に資する基礎資料とするために、本村に関係する部分を引用した。

2 想定ケース

被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：東海地震（マグニチュード8.0、地震動計算には最も山梨県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D1」モデル（中央防災会議）を採用）
- 地震発生時刻：①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

第2 想定結果

1 地震動・液状化

地震動については、村のほぼ全域で震度6弱、一部地区で震度6強、震度5強が想定されている。液状化危険度については、中部地区で液状化の危険度（大）、（中）とされ、西部の一部地域で危険度（極小）とされている。

2 斜面崩壊

（1）斜面崩壊危険度

本村では4箇所が「危険性が高い」と想定されている。

	ランクA (危険性が高い)	ランクB (危険性がある)	ランクC (危険性が低い)	計
急傾斜地崩壊危険箇所	4箇所	0箇所	0箇所	4箇所

（2）斜面崩壊による人的被害

急傾斜地崩壊危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、全壊0棟、半壊1棟と想定されている。

全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
0	1

（3）全箇所に対策工が施された場合の対策効果

急傾斜地崩壊危険箇所の全箇所において対策工が施された場合、斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は0棟にまで減少し、対策前と比べて被害低減効果を示している。

全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
0	0

3 建物被害

本村では、液状化の危険性が指摘されているものの、地震動がおおむね震度6弱と大きく想定されているため、建物被害のほとんどは揺れそのものに伴うものである。また被災した建物の大半が木造建築となっている。

(1) 揺れ・液状化による被害棟数

建物区分	棟数（棟）						被災率（％）					
	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	205	5	6	5	1	222	10.9	3.7	4.4	6.1	16.7	9.9
半壊	493	14	18	9	2	536	26.3	10.3	13.3	11.0	33.3	24.0
大破	78	4	4	3	0	89	4.2	2.9	3.0	3.7	0.0	4.0
中破	117	6	6	5	0	134	6.2	4.4	4.4	6.1	0.0	6.0

(2) 揺れによる被害棟数

建物区分	棟数（棟）						被災率（％）					
	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	188	3	4	4	1	200	10.0	2.2	3.0	4.9	16.7	9.0
半壊	460	12	16	7	2	497	24.5	8.8	11.9	8.5	33.3	22.2
大破	95	14	3	4	0	116	1.7	0.4	1.5	2.2	0.0	1.3
中破	84	4	4	3	0	95	4.5	2.9	3.0	3.7	0.0	4.3

(3) 液状化による被害棟数

建物区分	棟数（棟）						被災率（％）					
	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊 (=大破)	17	2	2	1	0	22	0.9	1.5	1.5	1.2	0.0	1.0
半壊 (=中破)	33	2	2	2	0	39	1.8	1.5	1.5	2.4	0.0	1.7

（注）被災率は、本村における建物棟数の合計によって算出した。

建築年代別の建物棟数

	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
1950年以前	213	16	3	6	0	215
1950～70年	456				1	480
1971～81年	446	47	27	22	3	545
1982年以降	760	73	105	54	2	994
合計	1,875	136	135	82	6	2,234

※年代不明は1950年以前に含めた。

(4) 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、全ての建物が耐震補強・建替えがなされ、新耐震基準並みの強度を持つようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果を見ることとした。

対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

対策時の全壊棟数（棟）						対策による全壊棟数の低減率（％）					
木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
58	2	3	3	0	66	31	67	75	75	0	33

このように全体としては、全壊棟数は対策前の33%にまで減少する。これは、構造の大部分を占める木造住宅の全壊棟数が対策前の31%にまで低減していることが影響している。建物の耐震対策は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができることを示唆している。

4 火災

冬5時に地震が発生した場合には、0件の出火が想定される。

春秋12時に地震が発生した場合には、昼時で調理用の器具が多く利用されている時間帯であるため1件の出火が想定され、うち1件が炎上するが、これらは全て消火され、5棟が消失するものと想定されている。

冬18時は暖房器具が利用される冬期で、かつ最も調理器具が利用される時間であるため出火件数は3件と最も多く、うち2件が炎上し、10棟が消失するものと想定されている。

また、東海地震の予知ありの場合については、火気器具や電熱器具等の使用が差し控えられるため、出火する可能性が極めて低いものと想定されている。

	全出火件数 (件)	炎上出火件数		消火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
		木造	非木造		
冬5時	0	0	0	0	0
春秋12時	1	1	0	1	5
冬18時	3	2	0	2	10
予知あり	0	0	0	0	0

5 ライフライン被害

(1) 上水道施設

ア 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管被害は、48.3箇所（1.09箇所／km）で発生すると想定される。

配水管延長 (k m)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所／k m)
44.3	48.3	1.09

イ 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、発生直後の断水戸数は約876戸（約96.0％）と村のほぼ全世帯で断水が想定される。

需要家数 (戸)	断 水 率 (%)				断 水 需 要 家 数 (戸)			
	直後	1 日後	2 日後	1 週間後	直後	1 日後	2 日後	1 週間後
912	96.0%	78.3%	77.6%	10.9%	876	714	708	99

ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1ヶ月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1ヵ月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(2) LPガス

LPガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、約830戸と想定される。

LPガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

ア 機能支障

L P ガス需要家数	要点検需要家数	L P ガス機能支障率
2,452戸	830戸	33.9%

注：全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをL P ガス需要家数とした。

イ 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1～2週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(3) 電力施設

ア 物的被害

電力施設における物的被害は地中配電線約0.0km（約0.51%）、電柱約18基（約0.78%）、架空配電線約0.2km（約0.33%）と想定される。

地中配電線			電柱			架空配電線		
地中配電線 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電線 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
3.2	0.0	0.51	2,252	18	0.78	67.8	0.2	0.33

イ 機能支障

電力施設における機能支障（停電）は約3,985戸（約68.4%）と想定される。

需要家契約口数 (口)	停電率 (%)	停電需要家契約口数 (口)
3,985	68.4	2,727

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（平成16年2月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

ウ 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約5日

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(4) 電話通信

ア 一般電話

(ア) 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約0.1km（約0.51%）、電柱約26本（約0.78%）、架空ケーブル約0.2km（約0.32%）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
地中ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
17.5	0.1	0.51	3,320	25.9	0.78	71.5	0.2	0.32

注1：電話通信設備量は、平成15年3月末現在

注2：電柱本数は、N T T交換ビル別電柱本数をもとに市町村別値を推定

(イ) 機能支障

通話機能支障件数は、約311件（約9.4%）と想定される。

加入件数（件）	通話機能支障率 (%)	通話機能支障件数 (件)
3,312	9.4	311

注：加入件数は、全県における加入件数（平成15年3月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

(ウ) 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

イ 携帯電話

携帯電話の契約口数は、年々増加傾向にあるが、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる（仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日以内程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる。）。携帯電話は無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムではあるが、完全な無線通信ではないことから基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

阪神・淡路大震災、芸予地震、新潟県中越地震等過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。しかし、N T T東日本による災害伝言ダイヤル（171）やN T Tドコモ、a uによる災害伝言板サービス等の運用は災害時において安否情報の確認などに大きな効果を発揮すると考えられる。

6 交通施設等被害

(1) 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

村内の一部区間にランク A 及びランク B が存在するため、緊急輸送に大きな支障が発生するものと想定される。

道路の利用可能想定結果に関するランク分類

影響度ランク	意 味
A A	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送にも重大な影響が発生する可能性がある区間
A	大規模な被害が発生する可能性がある区間、あるいはかなりの確率で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
B	軽微な被害が発生する可能性がある区間、あるいはまれに被害が発生する可能性がある区間
C	被害が発生する可能性がほとんどない区間

(2) 河川

山梨県の主要河川（平水時の河川幅が 5 メートル以上の河川を対象）について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。桂川では液状化による影響で河川堤防等に被害が発生する可能性があり、増水時と重なった場合には浸水被害などに発展する可能性がある。

7 人的被害

(1) 死傷者

最大ケースの建物被害による死傷（朝 5 時、予知なしの場合）では、死者約 10 人、重傷者約 20 人、軽傷者約 180 人と想定され、死傷の要因としては、次いで火災、斜面崩壊の順となっている。

また、予知があった場合、大幅に死傷者が減少し、予知によって事前には確な行動がとれることで半数以上に被害を低減することができる。

ア 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷

（単位：人）

		5 時			12 時			18 時		
		死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
建物被害	予知なし	10	20	180	5	16	148	4	16	141
	予知あり	4	8	69	1	6	57	1	6	54
火 災	予知なし	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	予知なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	予知なし	10	20	180	6	17	149	5	17	142
	予知あり	4	8	69	1	6	57	1	6	54

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施
- ・家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ大幅に低減することが可能である。

建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、大幅に被害を低減することができる。

	5 時			12 時			18 時		
	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
予 知 な し	2	6	55	3	6	46	3	6	44
予 知 あ り	1	2	21	1	2	17	1	2	16

(2) 要救助者

死傷者とはほぼ同様の傾向にあり、最大ケースの（朝5時、予知なしの場合）要救助者は約87人と想定され、また、予知ありの場合では約33人と想定される。

朝5時において要救助者が最も多く、木造住宅における需要が高い。昼間の時間帯は非木造建物での要救需要も高くなる。非木造建物の救助活動は、木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間には夜間に比べて全体の要救助者数は減少するが、非木造住宅を中心に困難性は増す可能性がある。また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間に多くの生き埋め者を救助することが可能である。

ア 要救助者数想定結果

（単位：人）

	5 時			12 時			18 時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
予 知 な し	81	6	87	31	20	51	30	19	49
予 知 あ り	31	2	33	12	7	19	11	7	18

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで対策前の約半数にまで要救助者を低減することが可能である

(単位：人)

	5 時			12 時			18 時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
予 知 な し	25	3	28	10	12	22	9	11	20
予 知 あ り	9	1	10	4	5	9	4	4	8

8 生活支障

(1) 滞留旅客・帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定結果は次のとおりである。本村では県の想定する「富士北麓・東部圏域」内の5件の観光地区分から「山中湖・忍野周辺」を対象に検討するものとする。

8月は1年の中でも観光客が多い時期であり、大規模地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者数も多く発生する。昼間発災の場合、約10,637人、夜間の場合でも約9,127人が滞留すると想定される。

富士北麓・東部地域（山中湖・忍野周辺）

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）	2,772	3,254	3,889	4,581	5,963	4,653	6,013	10,637	6,248	5,290	5,116	3,702
夜間（18時～翌10時）	780	649	1,405	1,870	2,578	1,385	3,504	9,127	2,666	1,657	1,672	1,001

(2) 医療機能支障

東海地震が発生した場合、震源に近い場合、峡南医療圏や本村の属する富士北麓医療圏では、他医療圏に比べ多くの死者・重傷者が発生するため、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、県全体としても手術・入院を要するような重症患者対応は困難となり、東京都など県外へ搬送する必要性が生じる。また、外来患者対応においても、対応が困難となる可能性がある。

ア 医療需給過不足数（要転院患者数含む。）

(単位：人)

対 応 可 能 入 院 重 傷 患 者 数	要 転 院 患 者 数	重 傷 者 数 + 病 院 死 者 数 (5 時)	対 応 可 能 外 来 患 者 数	軽 傷 者 数 (5 時)	医 療 需 給 過 不 足 数		患 者 受 入 倍 率	
					入 院 患 者 対 応	外 来 対 応	入 院 患 者 対 応	外 来 対 応
1	0	30	0	180	－29	－180	30.00	－

注1：要転院患者数の想定の前提

- ・被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を50%とする。残り50%は病院のスペースや施設外で対応すると仮定
- ・医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定（RC造建物被害率と同じとした。）
- ・当該地区の焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定
- ・ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水（あるいは停電）した場合、震度6強以上地域で

は医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定

注2：医療需給過不足数の想定的前提

- ・発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。
- ・要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- ・医療機関側の医療供給量は、重傷者の場合は一般病床数、軽傷者の場合は平常時の外来患者数をもとにした。
- ・重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数＋医療機関での死者数とした（医療機関での死者は阪神・淡路大震災では全死者数の10%であったが、ここでは安全側に考え100%とした。）。
- ・震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。
- ・死傷者数は地震が冬5時に発生した場合のものをを用いた。ただ、時間帯が夜間等になると、医師等が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

(3) 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約2,741人（約803世帯）、1週間後で約1,417人（約415世帯）、1ヶ月後で約615人（約180世帯）と想定される。

また、発災1ヶ月以降の応急仮設住宅需要は約250戸と想定される。

ア 短期的住機能支障

(ア) 短期的住機能支障想定結果

(単位：上段（人）下段（世帯）)

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計
発災1日後	235 (69)	165 (48)	1,382 (405)	1,782 (522)	126 (37)	89 (26)	744 (218)	959 (281)	361 (106)	254 (74)	2,126 (623)	2,741 (803)
〃 1週間後	235 (69)	165 (48)	521 (153)	921 (270)	126 (37)	89 (26)	281 (82)	496 (145)	361 (106)	254 (74)	802 (235)	1,417 (415)
〃 1ヶ月後	235 (69)	165 (48)	0 (0)	400 (117)	126 (37)	89 (26)	0 (0)	215 (63)	361 (106)	254 (74)	0 (0)	615 (180)

(イ) 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

(単位：人)

避難所収容人数	避難所人口 (1日後)	避難所人口 (1週間後)	避難所人口 (1ヶ月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
3,271	1,782	921	400	1,489	2,350	2,871	0.54	0.28	0.12

(ウ)避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

(単位：人)

避難所収容人数	住居制約者数 (1日後)	住居制約者数 (1週間後)	住居制約者数 (1ヶ月後)	収容人数－住居制約者数			住居制約者数／収容人数		
				1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
3,271	2,741	1,417	615	530	1,854	2,656	0.84	0.43	0.19

イ 中長期的住機能支障

(単位：世帯)

中期的住機能支障	長期的住機能支障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替	自宅改修・修理
250	160	24	39	6

ウ 食料・飲料水需要量

食料需要量については、前記(3)アの表の住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）＝食料需要者数と考えて、1人1日3食×3日間を前提とし、1日当たりの需要量を算出した。本村では発災後1日分の食料として、8,223食が必要となる。

飲料水については、本村では発災当日で24トン、2日目で20トン、3日目で19トンの不足が生じると想定されている。

食料	飲料水		
給食需要量[直後数日] (1日当たり食分)	当日	2日目	3日目
8,223	－24トン	－20トン	－19トン

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水の対象は断水地域の人口とした。
- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。
- ・飲料水の供給量は市町村による応急給水量とした。市町村による供給量は、配水池の貯水量を上限とし、1日当たりの供給量は各市町村別の給水車及び給水タンク、貯水のう・ポリタンクによる1日の水輸送可能量（1日5回の輸送を想定）とした。

(4) 清掃・衛生支障

ア 仮設トイレ需要量

多くの住居制約者が発生した地域を中心に仮設トイレ需要が発生し、本村では発災1日後に20基、1週間後に12基の仮設トイレの需要が発生するものとされている。

なお、全県的には仮設トイレの需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄があるため、不足する市町村への備蓄トイレや連絡トイレの輸送を実施し賄うことが可能であるが、仮設トイレを設置した場合、汚物回収が混乱する可能性があり、対策を講じる必要がある。

1 日後	1 週間後
20基	12基

イ 住宅・建築物系の瓦礫

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系の瓦礫や公益公共系の瓦礫が発生する。住宅・建築物系の瓦礫量は約21,900トン（29,000m³）と想定される。

合計			
	木造被害による	非木造被害による	焼失による
21,900トン (29,000m ³)	11,700トン (22,200m ³)	10,000トン (6,400m ³)	200トン (400m ³)

第3 想定結果に基づく本村の取り組み

想定結果により、東海地震が発生した場合には、震度6弱程度の揺れが発生し、約44%の建物が全壊又は半壊等の被害にあい、人的被害も最大ケースで、10人の死者、20人の重傷者、180人の軽傷者が発生する。こうした被害を少しでも軽減するために、村は防災活動拠点となる公共施設の耐震化に努めるとともに、住民に対する住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼を食い止めるための消防力の強化等に努めるものとする。

また、地震発生後の停電、断水等に備え、日頃から物資や資機材等の備蓄に努めるものとする。



○浸水想定区域内の要配慮者利用施設

○忍野村の文化財一覧

種別	名称	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日	防災施設
国指定天然記念物	忍野八海	忍草	山梨県	昭9. 5. 1	—
国指定特別名勝	富士山（一部）	〃	山梨県	昭27. 11. 22	—
山梨県指定天然記念物	忍草富士浅間神社イチイ群	〃 456	忍草区	昭35. 11. 7	境内に 消火栓
忍野村指定有形文化財 (建造物)	忍草富士浅間神社本殿と棟札	〃 456	忍草区	昭43. 12. 12	境内に 消火栓
	内野富士浅間神社本殿と棟札	内野 1	内野区	〃	参道入口に 防火水槽
忍野村指定有形文化財 (彫刻)	忍草富士浅間神社四天王像の内の二天	忍草456	忍草区	平成30. 8. 1	境内に 消火栓
	内野富士浅間神社御神像	内野 1	内野区	昭43. 12. 12	参道入口に 防火水槽
忍野村指定有形文化財 (美術工芸品)	内野富士浅間神社御神輿と記録	〃	〃	〃	参道入口に 防火水槽
	忍草富士浅間神社御神輿と記録	忍草456	忍草区	〃	境内に 消火栓
	忍草富士浅間神社大鳥居額	〃	〃	〃	境内に 消火栓
国指定有形文化財 (彫刻)	木造女神坐像（木花咲耶姫）・木造男神坐像（伝犬飼、伝鷹飼）3体	〃	忍草浅間神社	平17. 6. 9	境内に 消火栓
忍野村指定有形文化財 (建造物)	承天寺鐘楼	内野192	船場正譲	昭59. 4	防火水槽
忍野村指定天然記念物	内野富士浅間神社の大トチ（壺本）	内野 1	内野区	〃	
	忍草富士浅間神社大ケヤキ（壺本）	忍草456	忍草区	〃	境内に 消火栓
忍野村指定天然記念物	内野の大イチイ（壺本）	内野1986	渡辺一家	〃	—
忍野村指定無形文化財	内野の獅子神楽舞	内野 1	代表者 内野神楽保存会	〃	—
	忍草の獅子神楽舞	忍草456	代表者 忍草神楽保存会	〃	—
忍野村指定有形文化財 (建造物)	内野天狗社社殿	内野382	内野区	昭62. 4. 20	—
忍野村村指定有形文化財 (彫刻)	内野天狗社御神像二体	〃	〃		—
忍野村指定有形文化財 (美術工芸品)	内野天狗社茶釜	〃	〃		—
忍野村村指定有形文化財 (彫刻)	聖観音菩薩坐像 一軀	忍草38	宗教法人東円寺	平18. 5. 8	—

資料編

種別	名称	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日	防災施設
忍野村指定 (史跡)	八大龍王碑 (出口池)	忍草3483-2	教育委員会	平成30. 8. 1	
	八大龍王碑 (底抜池)	忍草266-3			
	八大龍王碑 (銚子池)	忍草272-2			
	八大龍王碑 (湧池)	忍草361-2			
	八大龍王碑 (菖蒲池)	忍草444-2			

○水防活動実施報告書

水防活動報告書様式 1

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 雨 量 m mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の 出動状況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の 死 傷			
	丸 太								
	その他					雨量水位の 状 況			
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式 2

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇〇mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	・土のう積み (〇袋) ・避難誘導 (〇世帯) ・排水作業 (〇件)

〇〇川右岸月の輪工法

〇〇川左岸堤防巡視

〇〇地区の浸水状況

〇〇川左岸積み土のう工

水防活動実施箇所地図

○公用負担命令権限証、公用負担命令書

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
氏 名	水防団	部長	
上記のものに の区域における水防法第28条第1 項の権限を委任したことを証明する。			
令和	年	月	日
水防管理者 忍野村長			印

公 用 負 担 命 令 書			
第	号	種類	員数
		使用	収用 処分
令和	年	月	日
忍野村長 事務取扱者			印
殿			

○緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の確認に係る標章

別記様式第 3（第 6 条関係）



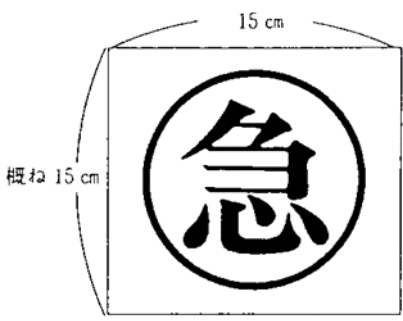
- 参考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両) 番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両) 番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別紙様式第 4（第 6 条関係）

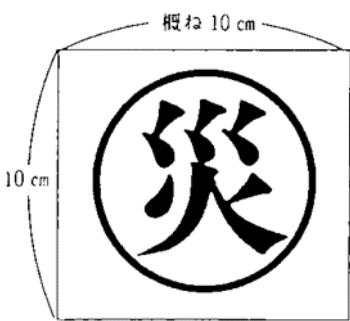
番 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印	
		公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所 氏 名	() 局 番	
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

（備考） 日本工業規格 A 5 とする。

○有料道路を通行する車両の表示（標章）



■緊急出動車両の標章



■災害復旧車両の標章

○配備基準

種別	活動体制	配備基準	配備内容	配備の要領
第一配備	情報収集体制	①次の注意報の1以上が発表されたとき 大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報 ②村で震度4の地震が発生したとき ③南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ④気象庁が「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表し、協議会が定める噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））になったとき ⑤噴火警戒レベル2（引き下げ時）が発表されたとき ⑥その他必要に応じ村長が配備を指令したとき	情報収集活動をはじめとする応急対策活動に着手する。 火山噴火の場合レベル1から3に上がる。レベル2は下がってくる場合に発表される。	・総務課 2名 ・建設課 2名 ・災害初動隊員は第2配備の招集に備える ◎上記及び他の所属は所属長の判断で配備等の措置を取る
第二配備	警戒体制	①次の警報の1以上が発令されたとき、 大雨警報・洪水警報・暴風（雪）警報・大雪警報 ②村で震度5弱の地震を観測したとき ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ④噴火警戒レベル3が発表されたとき ⑤その他必要に応じ村長が配備を指令したとき	小規模な災害が予想される場合又は発生した場合において、情報収集を始めとする警戒態勢及び応急対策活動をとる。また、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるものとする。	・総務課 4名 ・建設課 2名 ・環境水道課 2名 ・観光産業課 2名 ・福祉保健課 2名 ・教育委員会 2名 ・災害初動隊で指名された隊員その他の隊員は自宅待機 ◎上記及び他の所属においては災害状況により所属長の判断で配備する
第三配備	地震災害警戒本部体制	①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	地震発生に備え、住民への情報伝達を行うとともに、災害応急対策活動を開始できる体制を確立する。	各所属職員全員の配備とする。
	災害対策本部体制	①大規模災害が発生したとき ②村で震度5強以上の地震を観測したとき ③災害対策本部を設置し、特別警報が発令されたとき又は本部長が指示したとき ④噴火警戒レベル4以上が発表されたとき ⑤その他必要に応じ村長が配備を指令したとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。 災害対策本部の設置	各所属職員全員の配備とする。 初動体制職員は速やかに役場庁舎に参集し、初動対応を開始する。

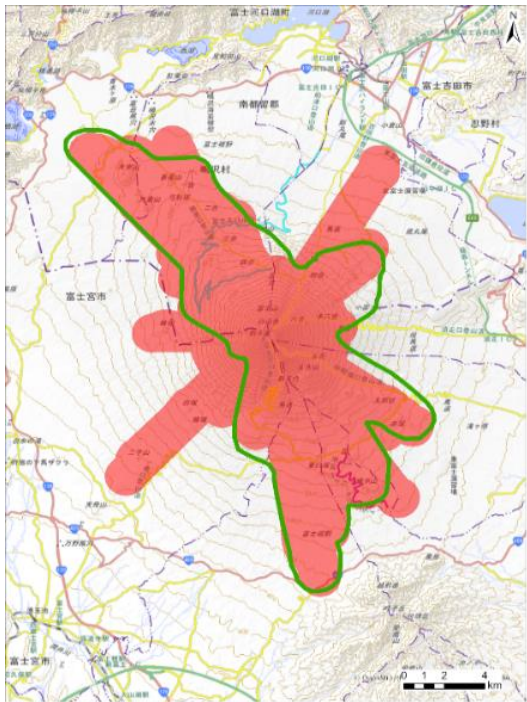
備考：災害の規模・特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変に配備態勢を整えるものとする。

○想定される富士山火山噴火の概要

第1 想定火口範囲及び想定される噴火現象とその危険性

1 想定火口範囲

富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）では、平成16年の富士山ハザードマップ作成以降に明らかになった火口に加え、ハザードマップの対象とすべき富士山の噴火年代が変更になった約5600年から現在までの実績火口をもとに、噴火する可能性のある範囲である「想定火口範囲」を再設定した。「想定火口範囲」は既存火口と山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域と山頂付近の伏在火口を考慮した範囲をあわせた範囲である。この「想定火口範囲」は噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域である。



着色部分：平成16年富士山ハザードマップ
想定火口範囲
実線部分：令和3年改定版富士山ハザード
マップ想定火口範囲

第2 火山災害警戒地域の指定

本村は、活動火山対策特別措置法に基づき、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定されている。

火山	都道府県	市町村
富士山	山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町 西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

第3 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火警報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりである。

1 噴火警報・火山情報等の種類

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」または「噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」または「火口周辺警報」として発表する。噴火警報（居住地域）は、市町村に対する特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次表のとおりである

なお、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととされている。

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1（活火山であること）	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口の位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。

※噴火の規模の区分は、噴出量により2～13億 m^3 を大規模噴火、2千万～2億 m^3 を中規模噴火、2百万～2千万 m^3 を小規模噴火とする。

※ここでのいう噴石とは、主として風の影響を受けずに避難する大きさのものとする。

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ・18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火発生直後、1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。
- ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、より精度の高い降灰量の予報を行い、噴火後20～30分程度で発表。
- ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。
- ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

【降灰量階級と降灰の厚さ】

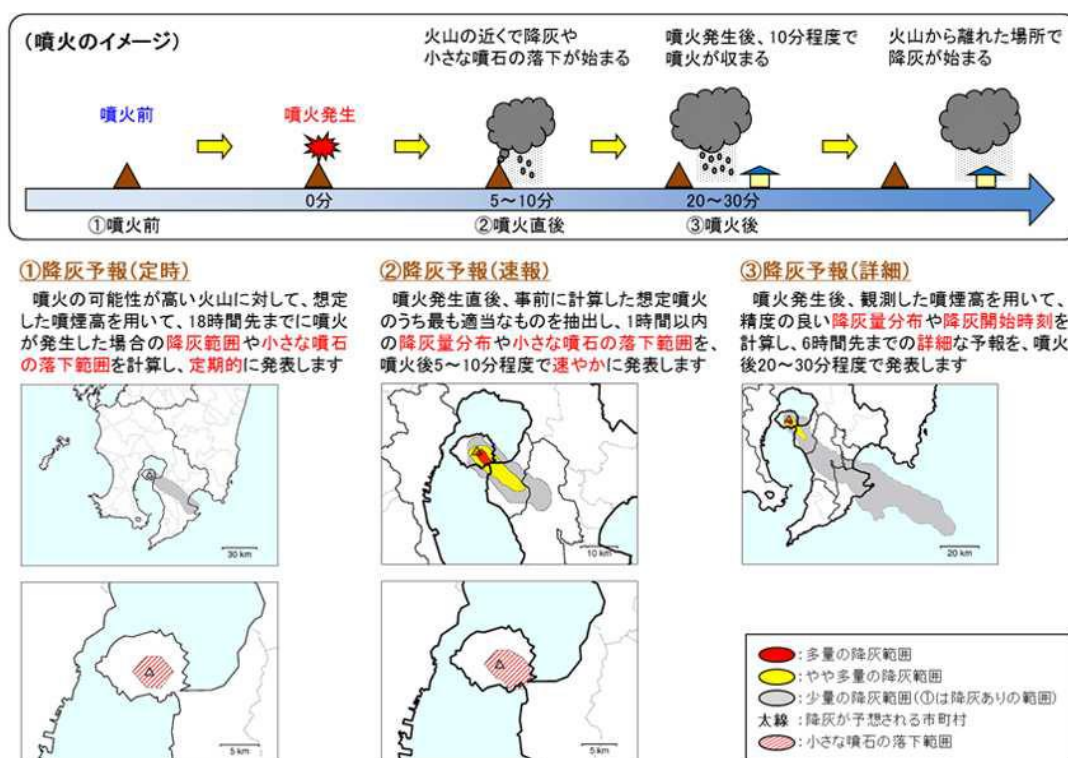
降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

【降灰量階級ととるべき行動等】

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ ^{※1}		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 [外出を控える]	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm [注意]	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり ^{※2} 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがよくわかる 	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 ^{※2}

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

【降灰予報の発表イメージ】



(5) 火山ガス予報

気象庁は居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(6) 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

ただし、以下のような場合にも発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合

- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

ウ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

エ 月間火山概況

前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、発生時刻や噴煙高度等の情報を噴火後直ちに発表する。

第 4 噴火現象の影響想定範囲及び避難対象エリア

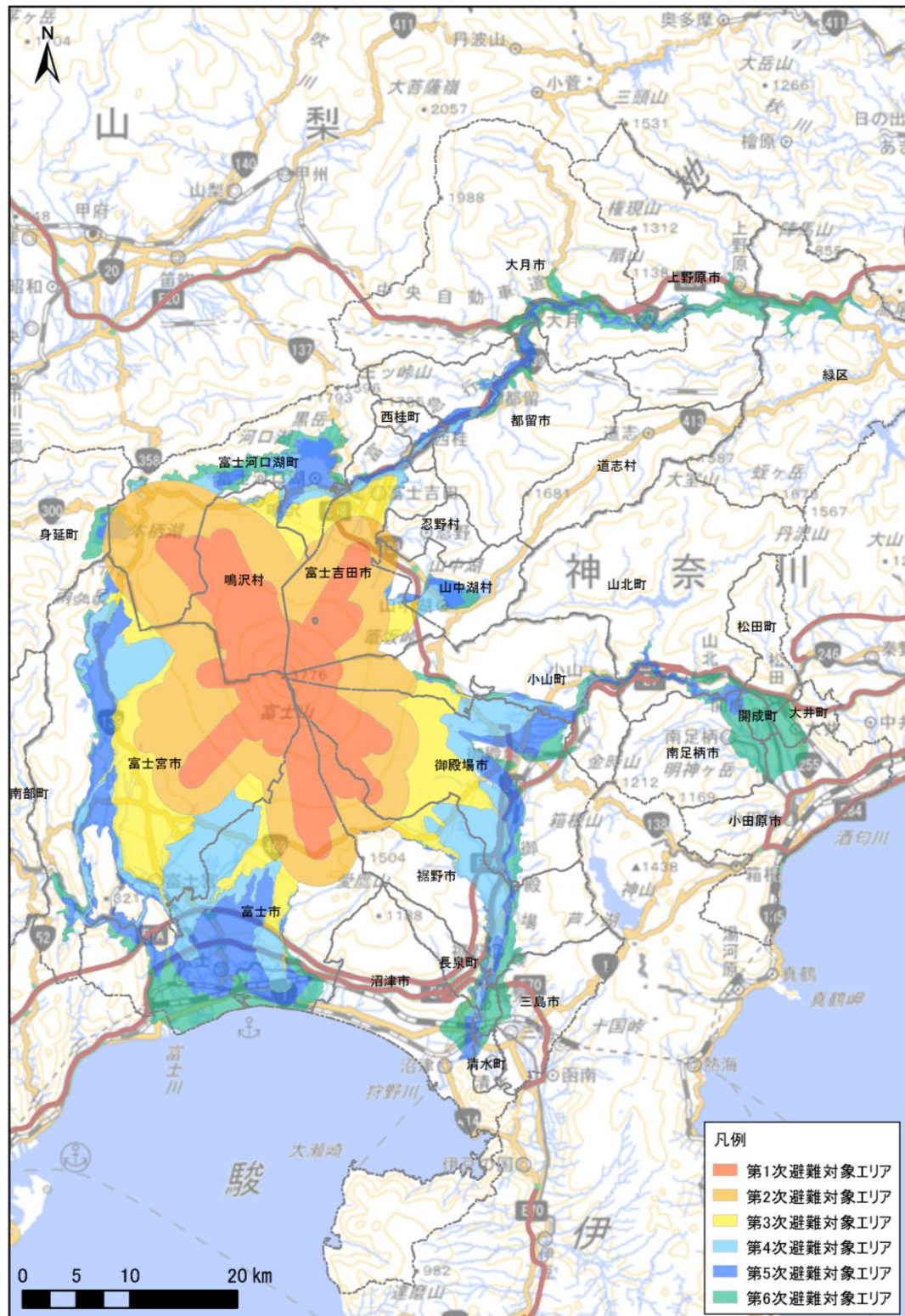
富士山の噴火現象の影響が想定される範囲は、本計画で示す影響想定範囲とし、その影響範囲を図 1 から図 6 に示す。なお、各噴火現象の影響想定範囲は、噴火した場合にその全域に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火の形態、火口形成の位置、噴火の規模、積雪の有無など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難の検討が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

1 対象とする噴火現象

- (1) 火口形成
- (2) 火砕流（火砕サージ）
- (3) 大きな噴石
- (4) 溶岩流
- (5) 融雪型火山泥流
- (6) 降灰
- (7) 小さな噴石
- (8) 降灰後土石流

2 各噴火現象の影響想定範囲

富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和 3 年 3 月）及び避難基本計画で示された範囲とし、その影響想定範囲を図 1 から図 6 に示す。



※出展：国土地理院タイル

図1 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア

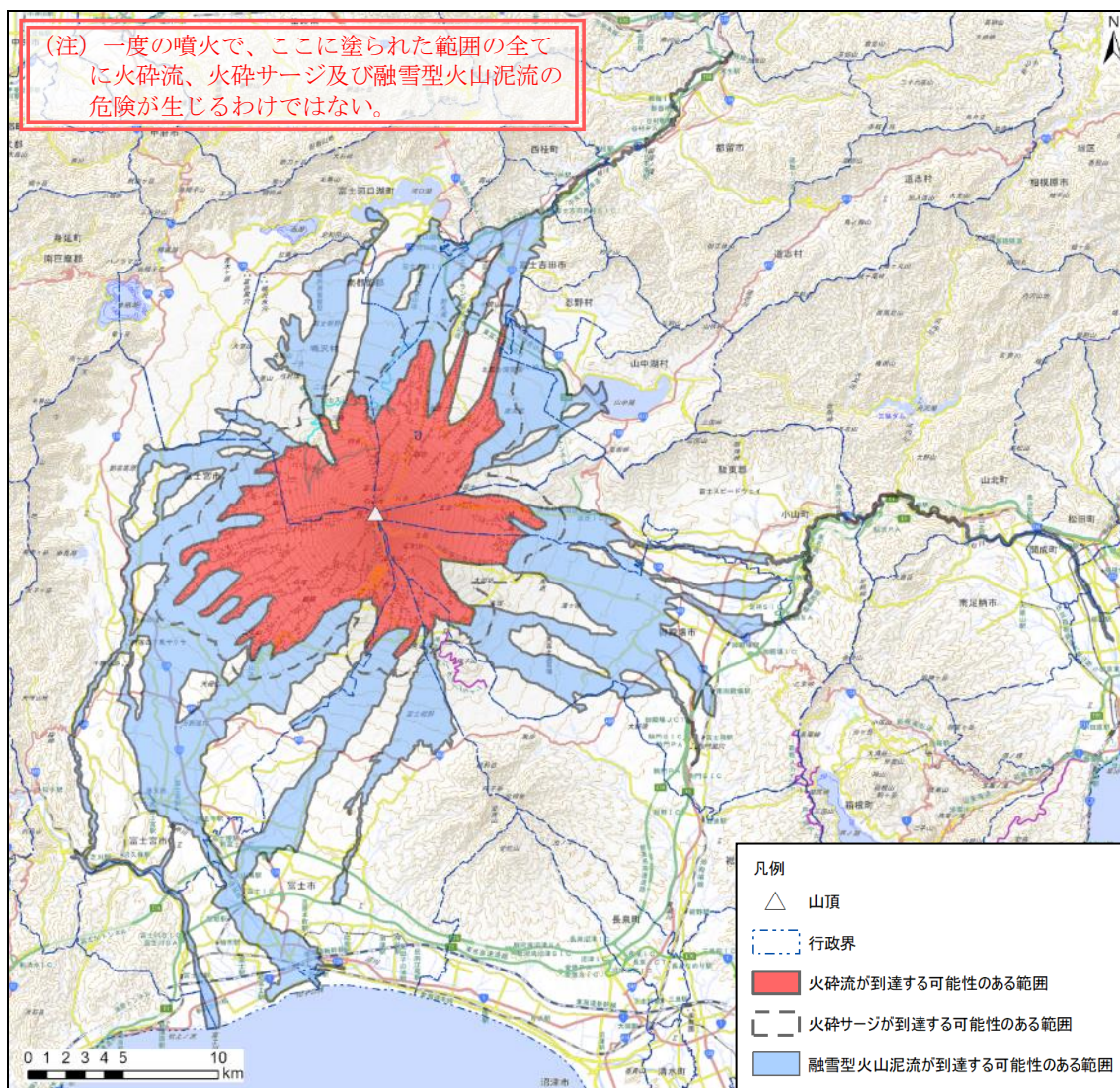


図2 融雪型火山泥流の可能性マップ（到達範囲）

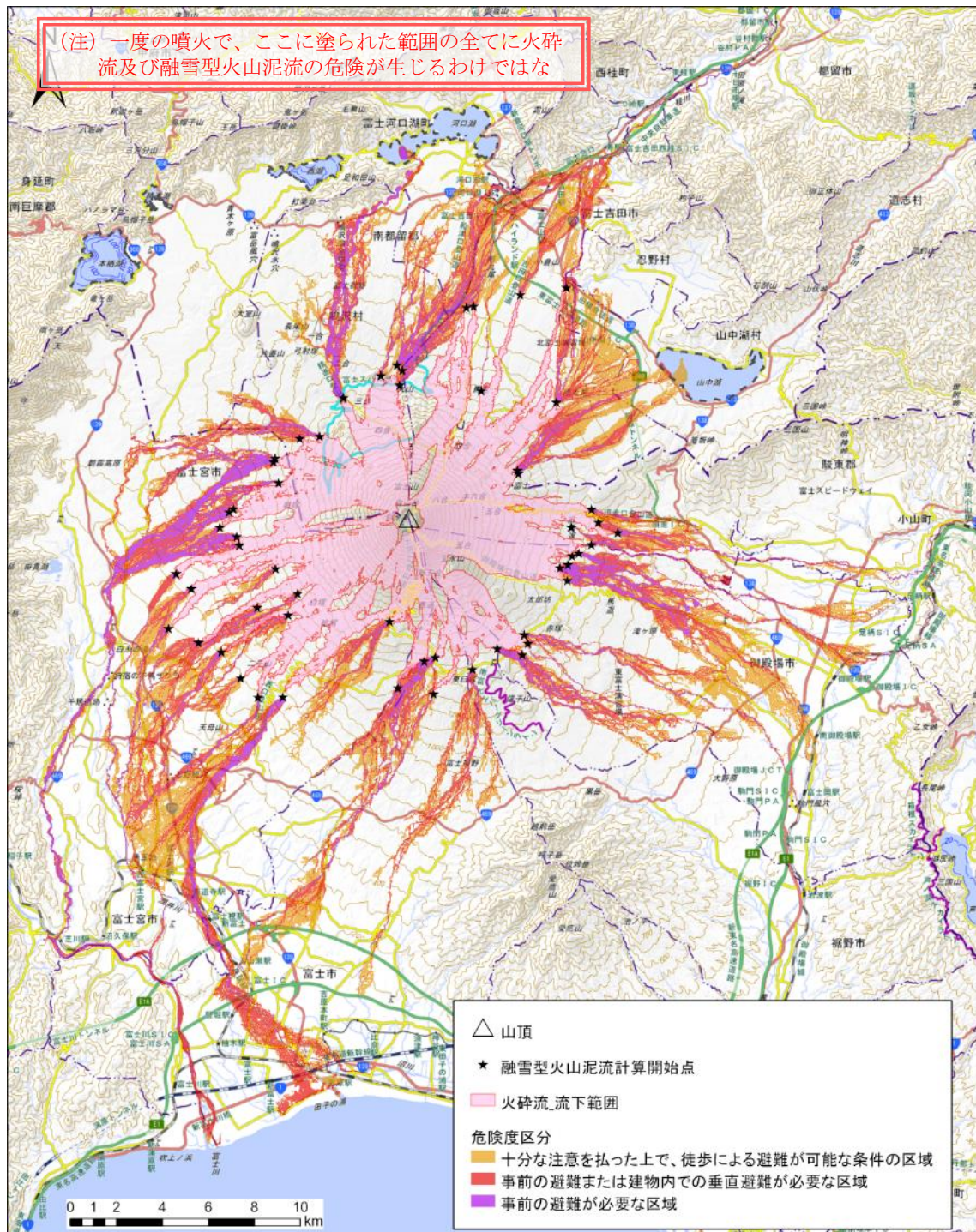


図3 融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図（危険度区分）

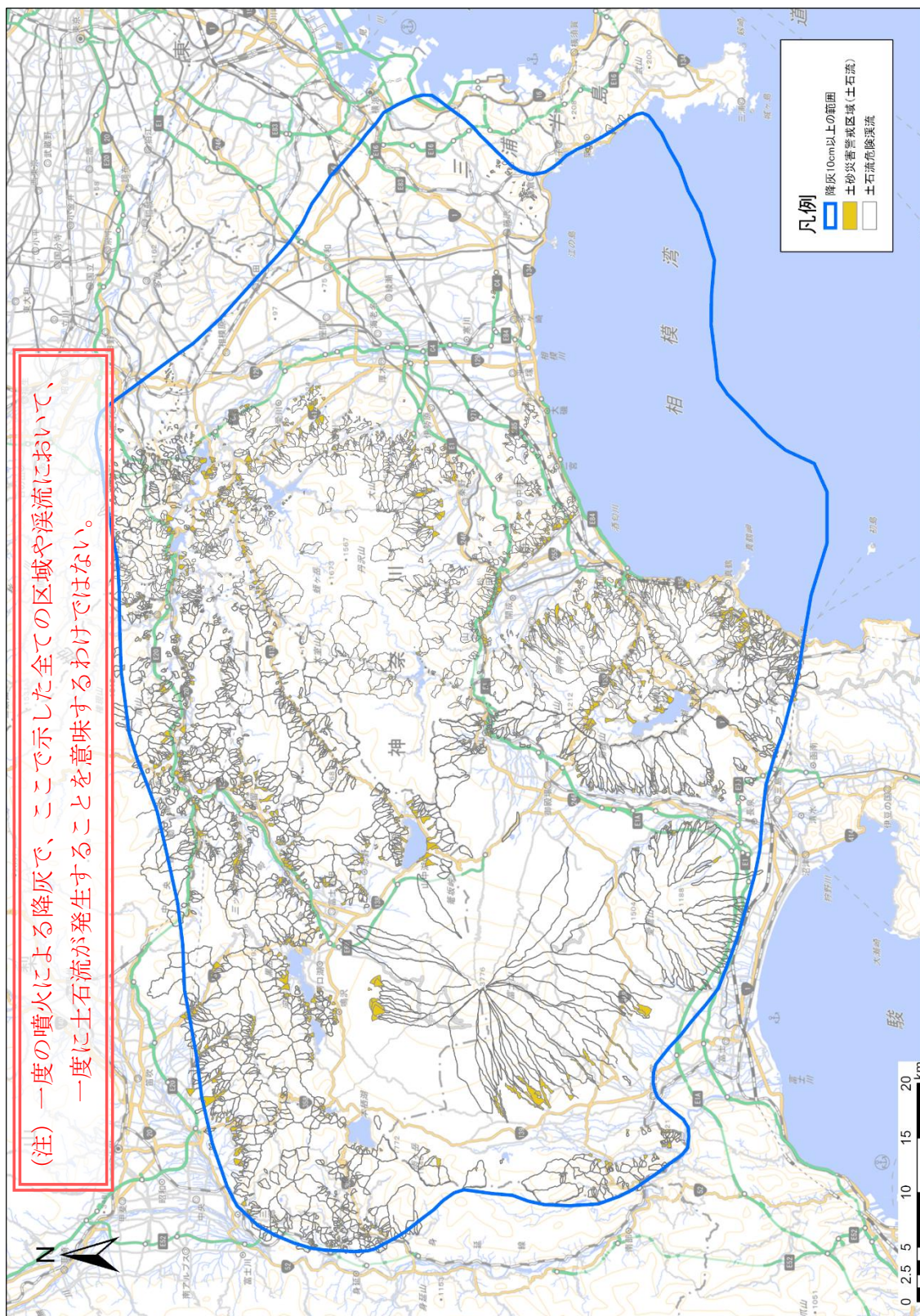


図4 降灰後土石流の影響想定範囲

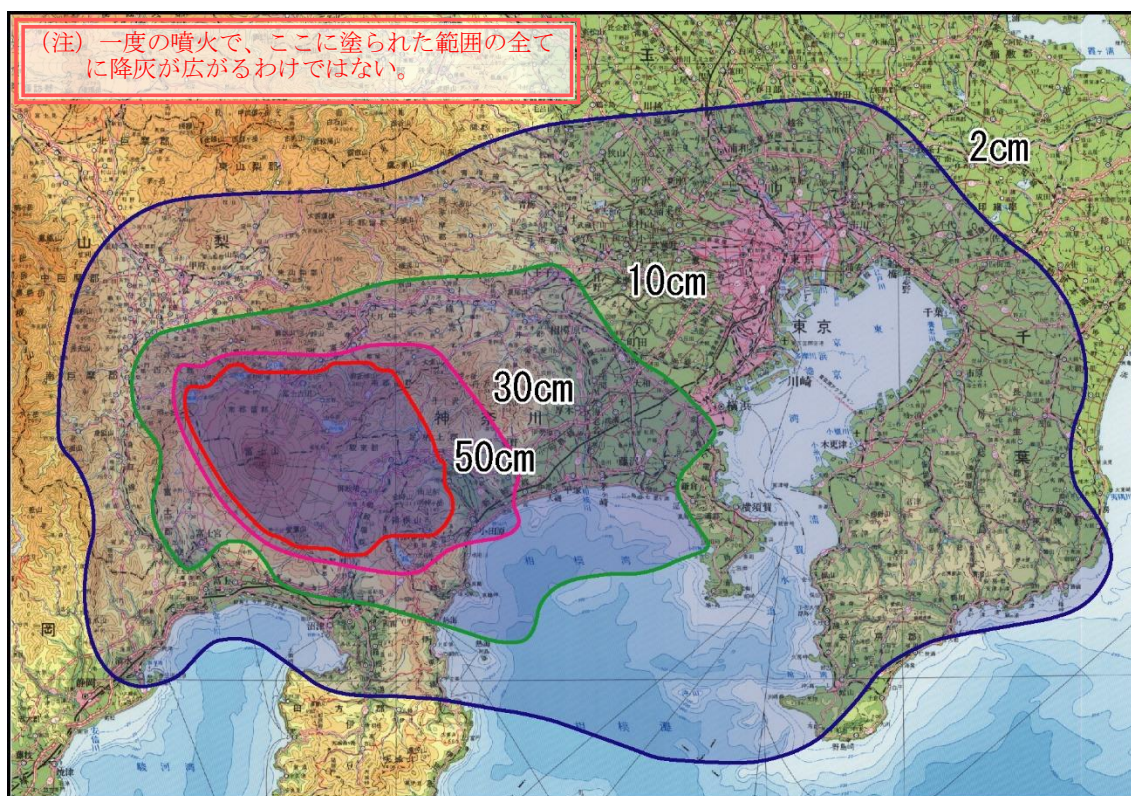


図5 降灰の影響想定範囲

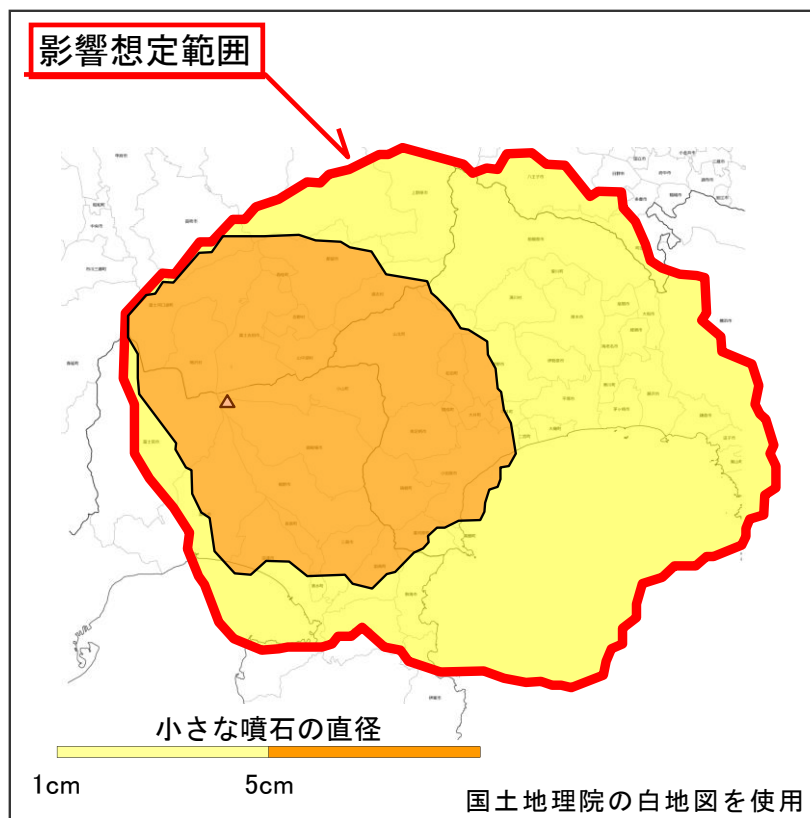


図6 小さな噴石の影響想定範囲

3 避難対象となる範囲

避難基本計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象	対象とする範囲 (可能性マップの示す範囲)
大きな噴石、火砕岩流、火口形成、火砕流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流・火砕サージ、大きな噴石、溶岩流（3時間以内）到達範囲
	第3次避難対象エリア	火砕流・火砕サージ、大きな噴石、溶岩流（3時間以内）到達範囲
	第4次避難対象エリア	溶岩流（3時間-24時間）到達範囲
	第5次避難対象エリア	溶岩流（24時間-7日間）到達範囲
	第6次避難対象エリア	溶岩流（7日間-約57日間）到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積厚2cm以上）
	避難対象エリア	大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難なため避難が必要となる地域を総合的に判断
	屋内退避対象エリア	降灰堆積厚が30cm未満と想定される範囲※1
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲 (屋内退避)
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積厚は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

4 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始後の避難

区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	溶岩流 ^{※1}						融雪型 火山泥流 ^{※1}	降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流
			火砕流等、大きな噴石、 融雪型火山泥流（事前の避難が必要な区域） ^{※1}										
			火口形成										
			第 1 次 避難対象エリア ^{※2}	第 2 次 避難対象エリア	第 3 次 避難対象エリア	第 4 次 避難対象エリア	第 5 次 避難対象エリア	第 6 次 避難対象エリア					
噴火前	1 （臨時情報）	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	— — 下山・帰宅 （5合目以上）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	—	—	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	—	—
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	— 避難準備 下山・帰宅	—	—	避難 避難 避難	—	—	—	—
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	— 避難準備 下山・帰宅	— 避難準備 —	— 避難準備 —	避難 避難 避難	—	—	—	—
	噴火開始直後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲】 避難 入山規制	避難 【必要な範囲】 避難 入山規制	— 避難準備 ^{※5} —	— 避難準備 ^{※5}	（事前避難） （事前避難） （事前避難）	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—

—：避難行動の対象外

※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては全方向において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。

※2 融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域。

※3 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や火山専門家の助言を併せて参考とする。

※4 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。

※5 必要に応じて避難準備

2 噴火状況判明後の避難

区分	避難対象者 区分	溶岩流							融雪型 火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
		第 1 次 避難対象エリア	第 2 次 避難対象エリア	第 3 次 避難対象エリア	第 4 次 避難対象エリア	第 5 次 避難対象エリア	第 6 次 避難対象エリア		避難対象エリア※3	避難対象エリア※3	屋内退避 対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※4
現象の 発生	—	溶岩流の流下の場合							—	火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険が ある場合
							※ 6	※ 6					※ 7
噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	避難 — —	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	避難準備／避難 避難準備／避難 避難準備／避難

—：避難行動の対象外

※6 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※7 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※8 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設置する。